

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける 監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い

1 特例監理技術者制度（建設業法第 26 条第 2 項及び第 3 項）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,500万円（建築一式工事については、7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。

当該建設工事が、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に該当する場合は、専任の監理技術者を配置する必要がある。

ただし、発注者から当該建設工事を直接請け負った特定建設業者が、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときは、当該監理技術者は複数の現場の兼任が認められる。（特例監理技術者）

2 特例監理技術者の配置が認められる工事の要件

(1) 件数（建設業法施行令第 29 条）

2 件まで

(2) 発注者

特例監理技術者が兼務する 2 件の工事の双方が、市発注工事でなければならぬ。

(3) 種類

監理技術者を配置する工事が次のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置はできないものとする。

ア 薩摩川内市建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成 17 年 7 月 26 日告示第 370 号）に基づき、共同企業体として入札に参加又は工事を施工する工事

イ 鉄道近接工事で、（一般社団法人）日本鉄道施設協会が認定する「工事管理者」及び「列車見張員」を配置する工事

ウ その他良好な施工の確保の観点から、監理技術者を専任で配置することが望ましいと発注者が認める工事

(4) 範囲

市が発注する建設工事において、特例監理技術者が兼務しようとする 2 件の工事現場は、相互間隔が概ね 10 キロメートル以内の範囲に属する工事であること。

なお、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲でなければならず、発注者はこれに該当するか否かについて適切に判断しなければならない。

- (5) 監理技術者補佐は、入札参加者（受注者）と直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制がなければならぬ。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、書面により明らかにしなければならない。

3 監理技術者補佐になり得る資格

（建設業法施行令第 28 条、令和 2 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1057 号）

監理技術者補佐として配置する者は次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 配置する建設工事の工種に応じた建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者で、かつ、当該工種に応じた一級施工管理技士の一次検定の合格証明書の交付を受けた者
- (2) 配置する建設工事の工種に応じた建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者

4 途中交代

専任の監理技術者が、工事の途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務することにより、特例監理技術者となる、又は、特例監理技術者が他の工事との兼務を終了し、専任の監理技術者となることは技術者の変更には当たらない。

なお、施工体制の変更により、適正な施工の確保を阻害する事がないよう、事前に書面による協議を行わなければならないものとする。

5 提出書類

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行おうとする者は、配置が可能であることを証する書類として、次に定めるところにより当該工事の契約担当者に提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札の場合
入札参加申込時に、様式-1 及び当該様式で定める各種書類を提出する。
- (2) 指名競争入札の場合
落札決定後に、様式-1 及び当該様式で定める各種書類を提出する。
- (3) 工事途中で特例監理技術者を配置する場合
事前に様式-1 及び当該様式で定める各種書類を契約担当者に提出する。